## 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正について

9010年 9 日 97日

	2019年 2 月 27日
	日本公認会計士協会
新	IΒ
監査基準委員会報告書260	監査基準委員会報告書260
監査役等とのコミュニケーション	監査役等とのコミュニケーション
<u>2011</u> 年12月22日	<u>平成23</u> 年12月 22日
改正 <u>2015</u> 年 5 月 29 日	改正 <u>平成27</u> 年 5 月 29日
<u>最終改正</u> <u>2019 年 2 月 27 日</u>	
日本公認会計士協会	日本公認会計士協会
監査基準委員会	監査基準委員会
(報告書:第52号)	(報告書:第52号)
《I 本報告書の範囲及び目的》	《I 本報告書の範囲及び目的》
《1. 本報告書の範囲》	《1. 本報告書の範囲》
1. 本報告書は、監査人による監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は	1. 本報告書は、監査人による監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は
監査委員会(以下「監査役等」という。)とのコミュニケーションに関す	監査委員会(以下「監査役等」という。)とのコミュニケーションに関す
る実務上の指針を提供するものである。本報告書は <u>ガバナンス</u> の構造や企	る実務上の指針を提供するものである。本報告書は <u>企業統治</u> の構造や企業
業の規模にかかわらず適用されるが、上場企業の監査の場合に特に考慮す	の規模にかかわらず適用されるが、上場企業の監査の場合に特に考慮する
る事項を併せて記載している。	事項を併せて記載している。
本報告書は、監査人と、ガバナンスに責任を有する者に該当しない経営	本報告書は、監査人と、企業統治の役割を担っていない経営者又は所有
者又は所有者と <u>監査人と</u> のコミュニケーションに関する要求事項を記載	者とのコミュニケーションに関する要求事項を記載するものではない。
するものではない。	

3. 本報告書は、財務諸表監査における有効な双方向のコミュニケーション の重要性を認識し、監査人が監査役等と行うコミュニケーションの包括的 な枠組みを提供するとともに、監査人が監査役等とコミュニケーションを 行うことが要求される特定の事項について記載している。

(省略)

他の監査基準委員会報告書には、本報告書で要求される事項に追加し

(省略)

3. 本報告書は、財務諸表監査における有効な双方向のコミュニケーション の重要性を認識し、監査人が監査役等と行うコミュニケーションの包括的 な枠組みを提供するとともに、監査人が監査役等とコミュニケーションを 行うことが要求される特定の事項について記載している。

他の監査基準委員会報告書には、本報告書で要求される事項に追加し

新

て、監査役等とコミュニケーションを行うことが要求される事項が記載されている(付録1参照)。なお、監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」は、監査人が監査において識別した内部統制の重要な不備の監査役等へのコミュニケーションに関する要求事項を記載している。

法令、企業との合意、又は日本公認会計士協会の他の実務指針の追加的な要求事項によって、本報告書又は他の監査基準委員会報告書では要求されない事項についてコミュニケーションを行うことが求められる場合がある。本報告書は、監査人が、本報告書で要求されている事項以外の事項について、監査役等とのコミュニケーションを行うことを妨げるものではない。(A32項からA35項参照)

### 《2. コミュニケーションの役割》

(省略)

5. 監査人は、本報告書が要求する事項について<u>監査役等とコミュニケーションを行う責任を有するが、経営者もまた、ガバナンスの観点から、</u>監査役等より報告を求められることがある。この経営者による報告は、監査人によるコミュニケーションによって代替されるものではない。同様に、経営者による報告によって、監査役等とコミュニケーションを行うことが要求される事項についての監査人の責任は軽減されない。ただし、経営者による報告は、監査人が監査役等と行うコミュニケーションの方法や時期に影響を与えることがある。

#### (省 略)

7. 国によっては、法令等により、監査人が一定の事項<u>についてガバナンスに責任を有する者</u>にコミュニケーション<u>を行う</u>ことが制限されている場合がある。法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、企業に注意喚起することを含め、適切な規制当局による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為を明確に禁止していることがある。例えば、マネー・ローンダリングに関する法令に従って、監査人が適切な規制当局に違法行為又はその疑いを報告することが求められてい

旧

て、監査役等とコミュニケーションを行うことが要求される事項が記載されている(付録1参照)。なお、監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」は、監査人が監査において識別した内部統制の重要な不備の監査役等へのコミュニケーションに関する要求事項を記載している。

法令、企業との合意、又は日本公認会計士協会の他の実務指針の追加的な要求事項によって、本報告書又は他の監査基準委員会報告書では要求されない事項についてコミュニケーションを行うことが求められる場合がある。本報告書は、監査人が、本報告書で要求されている事項以外の事項について、監査役等とのコミュニケーションを行うことを妨げるものではない。(A23項からA26項参照)

### 《2. コミュニケーションの役割》

(省略)

5. 監査人は、本報告書が要求する事項についてコミュニケーションを行う 責任を有するが、経営者もまた、企業統治に関する事項について監査役等 から報告を求められることがある。この経営者による報告は、監査人によ るコミュニケーションによって代替されるものではない。同様に、経営者 による報告によって、監査役等とコミュニケーションを行うことが要求さ れる事項についての監査人の責任は軽減されない。ただし、経営者による 報告は、監査人が監査役等と行うコミュニケーションの方法や時期に影響 を与えることがある。

### (省略)

7. 国によっては、法令等により、監査人が一定の事項を統治責任者にコミュニケーション<u>する</u>ことが制限されている場合がある。<u>例えば、</u>法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、適切な機関による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為<u>の実施</u>を明確に禁止していることがある。<u>そのような監査人の守秘義務とコミュニケーションの義務の間に複雑な対立がある状況においては、</u>監査人は法律専門家に助言を求めることを検討することがある。

新	IΒ
る場合がある。このような状況では、監査人が検討する事項は複雑であり、	
監査人は法律専門家に助言を求めること <u>が適切と考え</u> ることがある。	
(省 略)	(省 略)
《4. 定義》	《4. 定義》
9. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。	9. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。
(1) 「経営者」-取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行にお	(1) 「経営者」-取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行にお
いて責任を有する者をいう。国によっては、 <u>ガバナンスに</u> 責任 <u>を有する</u>	いて責任を有する者をいう。国によっては、 <u>統治</u> 責任者の一部若しくは
者の一部若しくは全員が経営者である企業もあり、又はオーナー経営者	全員が経営者である企業もあり、又はオーナー経営者のみが経営者であ
のみが経営者である企業もある。	る企業もある。
(2) 「ガバナンスに責任を有する者」-企業の戦略的方向性と説明責任を	(2) 「 <u>統治</u> 責任者」—企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかど
果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいう。これ	うかを監視する責任を有する者又は組織をいう。これには、財務報告プ
には、財務報告プロセスの監視が含まれる。国によっては、 <u>ガバナンス</u>	ロセスの監視が含まれる。国によっては、 <u>統治</u> 責任者には、経営者を含
<u>に</u> 責任 <u>を有する</u> 者には、経営者を含むことがある。	むことがある。
なお、我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監	なお、我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監
査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会が <u>ガバナンスに</u> 責任	査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会が <u>統治</u> 責任者に該当
<u>を有する</u> 者に該当するが、品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会	するが、品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書において
報告書においては、原則としてコミュニケーションの対象は監査役若しく	は、原則として <u>監査人の</u> コミュニケーションの対象は監査役若しくは監査
は監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定し「監査役等」と記載し	役会、監査等委員会又は監査委員会を想定し「監査役等」と記載している。
ている。一方、海外の構成単位の監査に関連する場合は、 <u>ガバナンス</u> の構	一方、海外の構成単位の監査に関連する場合は、 <u>企業統治</u> の構造の多様性
造の多様性を考慮して「 <u>ガバナンスに</u> 責任 <u>を有する</u> 者」を使用している。	を考慮して「 <u>統治</u> 責任者」を使用している。(A1項からA7項参照)
(A1項からA7項参照)	
《Ⅱ 要求事項》	《Ⅱ 要求事項》
《1. 監査役等》	《1. 監査役等》
10. 監査人は、 <u>ガバナンス</u> の構造に応じて <u>、</u> コミュニケーションを行うこと	10. 監査人は、企業統治の構造に応じてコミュニケーションを行うことが適
が適切な <u>ガバナンスに</u> 責任 <u>を有する</u> 者を判断しなければならない。第9項	切な統治責任者を判断しなければならない。第9項(2)に記載のとおり、
(2)に記載のとおり、特に断りのない限り品質管理基準委員会報告書及び	特に断りのない限り品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告
監査基準委員会報告書では、監査役等とのコミュニケーションを想定して	書では、監査役等とのコミュニケーションを想定している。(A1項からA4
いる。(A1項からA4項参照)	項参照)
(省略)	(省略)

新	IΒ
《2.コミュニケーションを行うことが要求される事項》	《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》
(省 略)	(省 略)
《(2) 計画した監査の範囲とその実施時期》	《(2) 計画した監査の範囲とその実施時期》
13. 監査人は、計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役	13. 監査人は、計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役
等とコミュニケーションを行わなければならない。これには監査人により	等とコミュニケーションを行わなければならない。これには監査人により
識別された特別な検討を必要とするリスクが含まれる。(A10項からA <u>15</u> 項	識別された特別な検討を必要とするリスクが含まれる。(A10項からA <u>14</u> 項
参照)	参照)
《(3) 監査上の重要な発見事項》	《(3) 監査上の重要な発見事項》
14. 監査人は、以下について、監査役等とコミュニケーションを行わなけれ	14. 監査人は、以下について、監査役等とコミュニケーションを行わなけれ
ばならない。( <u>A16項及び</u> A <u>17</u> 項参照)	ばならない。(A <u>15</u> 項参照)
(1) 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の <u>表示及び注記事項</u> を含む、	(1) 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の <u>開示</u> を含む、企業の会計実
企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについての監査人の見解	務の質的側面のうち重要なものについての監査人の見解
監査人は、会計実務が、適用される財務報告の枠組みの下で受入可能	監査人は、会計実務が、適用される財務報告の枠組みの下で受入可能
であるが、企業の特定の状況においては最適なものではないと考える場	であるが、企業の特定の状況においては最適なものではないと考える場
合は、その理由を監査役等に説明しなければならない。( <u>A18項及びA19</u>	合は、その理由を監査役等に説明しなければならない。(A <u>16</u> 項参照)
項参照) (2) 監査期間中に困難な状況に直面した場合は、その状況(A20項参照)	   (2) 監査期間中に困難な状況に直面した場合は、その状況(A17項参照)
(3) 監査の過程で発見され、経営者と協議したか又は経営者に伝達した重	(3) 監査の過程で発見され、経営者と協議したか又は経営者に伝達した重
要な事項(A21項参照)	要な事項(A18項参照)
(4) 監査人が要請した経営者確認書の草案	(4) 監査人が要請した経営者確認書の草案
(5) 監査報告書の様式及び内容に影響を及ぼす状況(A22項及びA23項参	(1) 血点人が女明 じた胚白 日曜間目 ジャー木
照)	
 (6) 監査の過程で発見され、監査人が、職業的専門家としての判断におい	   (5)監査の過程で発見され、監査人が、職業的専門家としての判断におい
て財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断	て財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断
したその他の事項 (A <u>24</u> 項参照)	したその他の事項 (A <u>19</u> 項参照)
15. 監査人は、独立性に関する指針に準拠して策定された監査事務所の方針	15. 監査人は、独立性に関する指針に準拠して策定された監査事務所の方針
及び手続に従い、独立性に関して監査役等とコミュニケーションを行わな	及び手続に従い、独立性に関して監査役等とコミュニケーションを行わな
ければならない。	ければならない。

新

上場企業の場合、監査人は、以下について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

- (1) 監査チーム及び必要な範囲の監査事務所の他の構成員、監査事務所、 並びに該当する場合ネットワーク・ファームが、独立性についての職業 倫理に関する規定を遵守した旨
- (2) 次に掲げる事項
  - ① 監査事務所、ネットワーク・ファームと企業の間の関係及びその 他の事項で、監査人の職業的専門家としての判断により、独立性に 影響を与えると合理的に考えられる事項

これには、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務について、監査対象期間に関連した報酬金額を含めなければならない。これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならない。

- ② 認識した独立性に対する阻害要因を除去する又は許容可能な水準 まで軽減するために講じられたセーフガード(A25項からA28項参照)
- 《(5) 品質管理のシステムの整備・運用状況》(A29 項から A31 項参照)
- 16. 監査人は、少なくとも以下のいずれかに該当する監査の場合は、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面で伝達しなければならない。これには、規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果が含まれる。
  - 公認会計士法上の大会社等の監査
  - 会計監査人設置会社の監査
  - 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査

旧

上場企業の場合、監査人は、以下について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。(A20項からA22項参照)

- (1) 監査チーム及び必要な範囲の監査事務所の他の構成員、監査事務所、 並びに該当する場合ネットワーク・ファームが、独立性についての職業 倫理に関する規定を遵守した旨
- (2) 次に掲げる事項
- ① 監査事務所、ネットワーク・ファームと企業の間の関係及びその 他の事項で、監査人の職業的専門家としての判断により、独立性に 影響を与えると合理的に考えられる事項

これには、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務について、監査対象期間に関連した報酬金額を含めなければならない。これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならない。

- ② 認識した独立性に対する阻害要因を除去する又は許容可能な水準まで軽減するために講じられたセーフガード
- **《(5) 品質管理のシステムの整備・運用状況》**(A<u>22-2</u> 項及び A<u>22-3</u> 項参 照)
- 15-2. 監査人は、少なくとも以下のいずれかに該当する監査の場合は、監査 事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面で 伝達しなければならない。これには、監査事務所の品質管理のシステムの 外部のレビュー又は検査の結果が含まれる。
  - 公認会計士法上の大会社等の監査
  - 会計監査人設置会社の監査
  - ・ 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査

新	IΒ
《3. コミュニケーション・プロセス》	《3.コミュニケーション・プロセス》
《(1) コミュニケーション方法の決定》	《(1) コミュニケーション方法の決定》
17. 監査人は、想定されるコミュニケーションの手段、実施時期及び内容に	16. 監査人は、想定されるコミュニケーションの手段、実施時期及び内容に
ついて、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。(A <u>36</u> 項	ついて、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。(A <u>27</u> 項
からA <u>44</u> 項参照)	からA <u>35</u> 項参照)
《(2) コミュニケーションの方法》	《(2) コミュニケーションの方法》
18. 監査人は、職業的専門家としての判断により、口頭によるコミュニケー	17. 監査人は、職業的専門家としての判断により、口頭によるコミュニケー
ションが適切ではないと考える場合、監査上の重要な発見事項について、	ションが適切ではないと考える場合、監査上の重要な発見事項について、
監査役等と書面によりコミュニケーションを行わなければならない。書面	監査役等と書面によりコミュニケーションを行わなければならない。書面
によるコミュニケーションには、監査の実施過程で生じた全ての事項を含	によるコミュニケーションには、監査の実施過程で生じた全ての事項を含
める必要はない。(A <u>45</u> 項からA <u>47</u> 項参照)	める必要はない。(A <u>36</u> 項からA <u>38</u> 項参照)
<u>19</u> . (省 略)	<u>18</u> . (省略)
《(3) コミュニケーションの実施時期》	《(3) コミュニケーションの実施時期》
<b>20</b> . 監査人は、監査役等とのコミュニケーションを適時に行わなければなら	19. 監査人は、監査役等とのコミュニケーションを適時に行わなければなら
ない。(A <u>48</u> 項及びA <u>49</u> 項参照)	ない。(A <u>39</u> 項及びA <u>40</u> 項参照)
《(4) コミュニケーションの適切性》	《(4) コミュニケーションの適切性》
21. 監査人は、監査人と監査役等の間の双方向のコミュニケーションが、監	20. 監査人は、監査人と監査役等の間の双方向のコミュニケーションが、監
査の目的に照らして適切に実施されたかどうかを評価しなければならな	査の目的に照らして適切に実施されたかどうかを評価しなければならな
l',	V,°
もし適切でない場合、監査人は、それが重要な虚偽表示リスクに関する	もし適切でない場合、監査人は、それが重要な虚偽表示リスクに関する
監査人の評価と十分かつ適切な監査証拠を入手できるかどうかに与える	監査人の評価と十分かつ適切な監査証拠を入手できるかどうかに与える
影響を評価し、適切な措置を講じなければならない。(A <u>50</u> 項からA <u>52</u> 項参	影響を評価し、適切な措置を講じなければならない。(A <u>41</u> 項からA <u>43</u> 項参
照)	照)
《4. 監査調書》	《4. 監査調書》
<u>22</u> . 本報告書が実施を要求する事項について、口頭でコミュニケーションを	21. 本報告書が実施を要求する事項について、口頭でコミュニケーションを
行った場合、監査人は、いつ、誰と、どのような内容についてコミュニケ	行った場合、監査人は、いつ、誰と、どのような内容についてコミュニケ
ーションを行ったかを記載した監査調書を作成しなければならない。書面	ーションを行ったかを記載した監査調書を作成しなければならない。書面
でコミュニケーションを行った場合、監査人は、その写しを監査調書とし	でコミュニケーションを行った場合、監査人は、その写しを監査調書とし
て保存しなければならない。(A <u>53</u> 項参照)(監査基準委員会報告書230「監	て保存しなければならない。(A <u>44</u> 項参照)(監査基準委員会報告書230「監

新	П
査調書」第7項から第10項及びA6項参照)	査調書」第7項から第10項及びA6項参照)
《Ⅲ 適用指針》	《皿 適用指針》
<b>《1. 監査役等》</b> (第10項参照)	<b>《1. 監査役等》</b> (第10項参照)
A1. <u>ガバナンス</u> の構造は、異なる文化及び法的な背景、並びに規模や所有権	A1. <u>企業統治</u> の構造は、異なる文化及び法的な背景、並びに規模や所有権の
の特徴等の影響を反映して、 <u>場合</u> によって様々である。	特徴等の影響を反映して、 <u>国や組織</u> によって様々である。
監査人は、ガバナンスの構造に応じて、コミュニケーションを行うこと	
が適切な、ガバナンスに責任を有する者を判断することになるが、その際、	
例えば、監査人の監査の状況についての報告義務に関する法令の規定並び	
に財務報告プロセスの整備及び運用状況の監視責任の所在を勘案する。	
A2. 我が国においては、取締役会、監査役、監査役会、監査等委員会、監査	A2. 我が国においては、取締役会、監査役、監査役会、監査等委員会、監査
委員会、又はそれと同等の機関等が全体として <u>ガバナンス</u> の責任を有して	委員会、又はそれと同等の機関等が全体として <u>企業統治</u> の責任を有してい
いる。このため、監査役等に限らず、以下のような場合に必要に応じ、社	る。このため、監査役等に限らず、以下のような場合に必要に応じ、社外
外取締役その他の非業務執行取締役ともコミュニケーションを行うこと	取締役その他の非業務執行取締役ともコミュニケーションを行うことが
が有用なことがある。	有用なことがある。
(1) 経営者の関与が疑われる不正を発見した場合、又は不正による重要な	(1) 経営者の関与が疑われる不正を発見した場合、又は不正による重要な
虚偽表示の疑義があると判断した場合	虚偽表示の疑義があると判断した場合
(2) 経営者との連絡・調整や監査役会との連携に係る体制整備を図るた	(2) 経営者との連絡・調整や監査役会との連携に係る体制整備を図るた
め、独立社外取締役の互選により「筆頭独立社外取締役」が決定されて	め、独立社外取締役の互選により「筆頭独立社外取締役」が決定されて
いる場合	いる場合
(3) 取締役会議長と経営者とを分離している場合	(3) 取締役会議長と経営者とを分離している場合
なお、 <u>ガバナンス</u> 機関がその責任を果たせるように、当該機関を構成す	なお、 <u>企業統治</u> 機関がその責任を果たせるように、当該機関を構成する
る個人又は当該機関の下位グループが特定の職務を担っていることがあ	個人又は当該機関の下位グループが特定の職務を担っていることがあ
る。	る。
A3. 特定の事項について監査役等のうち誰とコミュニケーションを行うのが	A3. 特定の事項について監査役等のうち誰とコミュニケーションを行うのが
最適かは、コミュニケーションを行う事項に応じて様々である。	最適かは、コミュニケーションを行う事項に応じて様々である。
監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚	監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚
the second control of	I

偽表示リスクの識別と評価」に従って入手した企業統治に関する監査人の

理解は、誰に対してコミュニケーションを行うかを判断する際に役立つ。

偽表示リスクの識別と評価」に従って入手した<u>ガバナンス</u>に関する監査人

の理解は、誰に対してコミュニケーションを行うかを判断する際に役立

新	IΒ
A4. 監査基準委員会報告書600「グループ監査」第48項には、グループ監査	A4. 監査基準委員会報告書600「グループ監査」第48項には、グループ監査
チームがグループ <u>のガバナンスに</u> 責任 <u>を有する</u> 者にコミュニケーション	チームがグループ <u>統治</u> 責任者にコミュニケーションを行うことが要求さ
を行うことが要求される特定の事項に関する指針が含まれている。	れる特定の事項に関する指針が含まれている。
企業がグループの構成単位である場合、構成単位の監査人がコミュニケ	企業がグループの構成単位である場合、構成単位の監査人がコミュニケ
ーションを行うのに適切な対象者は、監査業務の状況と、コミュニケーシ	ーションを行うのに適切な対象者は、監査業務の状況と、コミュニケーシ
ョンを行う事項によって決まる。複数の構成単位で、同一の内部統制シス	ョンを行う事項によって決まる。複数の構成単位で、同一の内部統制シス
テムの中で同一の事業及び会計実務が行われており、構成単位の <u>ガバナン</u>	テムの中で同一の事業及び会計実務が行われており、構成単位の <u>統治</u> 責任
スに責任 <u>を有する</u> 者が同一である場合には、これらの構成単位について同	者が同一である場合には、これらの構成単位について同時にコミュニケー
時にコミュニケーションを行うことにより、効率的な監査を実施できるこ	ションを行うことにより、効率的な監査を実施できることがある。
とがある。	
《監査役会、監査等委員会又は監査委員会の一部に対するコミュニケーショ	《監査役会、監査等委員会又は監査委員会の一部に対するコミュニケーショ
ン》(第 11 項参照)	ン》(第 11 項参照)
(省 略)	(省 略)
A6. 監査役会、監査等委員会又は監査委員会に対しても詳細又は要約した形	A6. 監査役会、監査等委員会又は監査委員会に対しても詳細又は要約した形
式でコミュニケーションを行う必要があるかどうかの監査人の判断は、当	式でコミュニケーションを行う必要があるかどうかの監査人の判断は、当
該個人が、関連する情報を監査役会、監査等委員会又は監査委員会に有効	該個人が、関連する情報を監査役会、監査等委員会又は監査委員会に有効
かつ適切にコミュニケーション <u>を行う</u> かどうかについての監査人の評価	かつ適切にコミュニケーション <u>する</u> かどうかについての監査人の評価に
によって影響を受けることがある。	よって影響を受けることがある。
(省 略)	(省 略)
《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》	《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》
《(1) 財務諸表監査に関連する監査人の責任》(第12項参照)	<b>《(1) 財務諸表監査に関連する監査人の責任》</b> (第 12 項参照)
A8. 財務諸表監査に関連する監査人の責任は、多くの場合、監査業務の契約	A8. 財務諸表監査に関連する監査人の責任は、多くの場合、監査業務の契約
条件を定めた監査契約書又はその他の適切な形式による合意書に記載さ	条件を定めた監査契約書又はその他の適切な形式による合意書に記載さ
れる (監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」第8項参	れる。監査人は、以下の事項について監査役等と適切なコミュニケーショ
<u>照)</u> 。監査人は、以下の事項について監査役等と適切なコミュニケーショ	ンを行う手段として、監査役等に監査契約書又はその他の適切な形式によ
ンを行う手段として、監査役等に監査契約書又はその他の適切な形式によ	る合意書の写しを提供することもある。
る合意書の写しを提供することもある。	
・ 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の実施に関	・ 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の実施に関

する監査人の責任は、財務諸表に対する意見の表明であること

する監査人の責任は、財務諸表に対する意見の表明であること

新	IΒ
また、監査基準委員会報告書等がコミュニケーションの実施を要求	また、監査基準委員会報告書等がコミュニケーションの実施を要求
する事項は、財務諸表監査から生じた、財務報告プロセスを監視する	する事項は、財務諸表監査から生じた、財務報告プロセスを監視する
監査役等に関連する重要な事項であること	監査役等に関連する重要な事項であること
・ 一般に公正妥当と認められる監査の基準は、監査人に、監査役等とコ	・ 一般に公正妥当と認められる監査の基準は、監査人に、監査役等とコ
ミュニケーションを行うために、特段の追加的な手続を立案すること	ミュニケーションを行うために、特段の追加的な手続を立案すること
を要求していないこと	を要求していないこと
・ 監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上	
の主要な検討事項の報告」に基づき、法令又は任意で監査上の主要な	
検討事項を監査報告書に記載する場合、監査上の主要な検討事項を決	
定し、報告する監査人の責任	
・ 該当する場合、法令、企業との合意、又は日本公認会計士協会の報告	・ 該当する場合、法令、企業との合意、又は日本公認会計士協会の報告
書等の業務に適用される追加的な要求事項によって求められる、コミ	書等の業務に適用される追加的な要求事項によって求められる、コミ
ュニケーションに対する監査人の責任	ュニケーションに対する監査人の責任
(省 略)	(省 略)
<b>《(2) 計画した監査の範囲とその実施時期》</b> (第 13 項参照)	<b>《(2) 計画した監査の範囲とその実施時期》</b> (第 13 項参照)
A10-A <u>12</u> . (省略)	A10-A <u>11-2</u> . (省 略)
A <u>13</u> . コミュニケーションを行う事項には、例えば、以下が含まれる。	A <u>12</u> . コミュニケーションを行う事項には、例えば、以下が含まれる。
・ 不正又は誤謬による、重要な虚偽表示に係る特別な検討を必要とする	・ 不正又は誤謬による、重要な虚偽表示に係る特別な検討を必要とする
リスクへの監査人の対応	リスクへの監査人の対応
・ 特別な検討を必要とするリスク以外に識別している重要な虚偽表示	・ 特別な検討を必要とするリスク以外に識別している重要な虚偽表示
リスクが高い領域への監査人の対応	リスクが高い領域への監査人の対応
・ 監査に関連する内部統制についての監査人の監査アプローチ	・ 監査に関連する内部統制についての監査人の監査アプローチ
・ 監査に適用される重要性の概念 (監査基準委員会報告書320 「監査の計	・ 監査に適用される重要性の概念(監査基準委員会報告書320「監査の計
画及び実施における重要性」参照)	画及び実施における重要性」参照)
・ 監査人の利用する専門家の業務の利用を含む、計画した監査手続の実	・ 監査人の利用する専門家の業務の利用を含む、計画した監査手続の実
施又はその結果の評価において必要となる、特定分野での技能又は知	施又はその結果の評価において必要となる、特定分野での技能又は知
識の内容及び範囲(監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」	識の内容及び範囲(監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」
参照)	参照)
l I	

新	旧
特に注意を払う領域であり、監査上の主要な検討事項となる可能性が	
ある事項に関する監査人の見解	
・ 適用される財務報告の枠組みの改正、並びに企業環境、事業活動及び	
財務状況における重要な変更が個々の財務諸表や注記事項に与える	
影響に対する、監査人が計画した監査アプローチ	
A <u>14</u> . 監査計画上の事項で、監査役等と協議することが適切なその他の事項	A <u>13</u> . 監査計画上の事項で、監査役等と協議することが適切なその他の事項
には、例えば、以下が含まれる。	には、例えば、以下が含まれる。
	A SIL SOLI LINERA LAURANIA A LA SILICIA DE LA SOLI LINERA LA SILICIA S

- ・ 企業が内部監査機能を有する場合、監査人が内部監査を利用する程 度、及び監査人と内部監査人が効果的かつ効率的に連携して業務を行 うための方法
- ・ 以下に関する監査役等の見解
  - <u>ガバナンス</u>の構造に照らして監査人がコミュニケーションを行 うことが適切な監査役等
  - 監査役等と経営者のそれぞれの責任
  - 企業目的及び戦略並びにこれらに関連して重要な虚偽表示リスクとなる可能性のある事業上のリスク
  - 監査役等が、監査の実施中に特別に留意することが必要と考える 事項、及び追加手続の実施を要請する領域
  - 規制当局との間のコミュニケーションのうち重要な事項
  - 監査役等が財務諸表監査に影響を与える可能性があると考える その他の事項
- ・ 以下に関する監査役等の態度や姿勢、並びに実際の行動
  - 内部統制及びその重要度(監査役等が内部統制の有効性を監視する方法を含む。)
  - 不正の発見又はその可能性
- ・ 会計基準、<u>コーポレートガバナンス・コード</u>、取引所の上場基準及び 関連する事項の動向<u>及び当該動向による影響</u>に対応するための監査 役等の行動。例えば、当該動向は、以下の点に関して、財務諸表の全 体的な表示、構成及び内容に影響を及ぼすことがある。

- ・ 企業が内部監査機能を有する場合、監査人が内部監査を利用する程 度、及び監査人と内部監査人が効果的かつ効率的に連携して業務を行 うための方法
- 以下に関する監査役等の見解
  - <u>企業統治</u>の構造に照らして監査人がコミュニケーションを行う ことが適切な監査役等
  - 監査役等と経営者のそれぞれの責任
  - 企業目的及び戦略並びにこれらに関連して重要な虚偽表示リスクとなる可能性のある事業上のリスク
  - 監査役等が、監査の実施中に特別に留意することが必要と考える 事項、及び追加手続の実施を要請する領域
  - 規制当局との間のコミュニケーションのうち重要な事項
  - 監査役等が財務諸表監査に影響を与える可能性があると考えるその他の事項
- ・ 以下に関する監査役等の態度や姿勢、並びに実際の行動
  - 内部統制及びその重要度(監査役等が内部統制の有効性を監視する方法を含む。)
  - 不正の発見又はその可能性
- ・ 会計基準、<u>企業統治の慣行</u>、取引所の上場基準及び関連する事項の動 向に対応するための監査役等の行動

新	旧
- 財務諸表に表示される情報の目的適合性、信頼性、比較可能性及	
び理解可能性が確保されているか。_	
- 関連しない情報又は曖昧な情報を含めることにより財務諸表全	
体の適切な理解を妨げていないか。	
・ 以前に監査人と行ったコミュニケーションへの監査役等の対応	・ 以前に監査人と行ったコミュニケーションへの監査役等の対応
A <u>15</u> . (省略)	A <u>14</u> . (省 略)
<b>《(3) 監査上の重要な発見事項》</b> (第 14 項参照)	《(3) 監査上の重要な発見事項》(第14項参照)
A <u>16</u> . (省略)	A <u>15</u> . (省 略)
A17. 監査基準委員会報告書701が適用される場合、監査上の主要な検討事項	(新 設)
は監査人が特に注意を払った事項から決定するため、以下の事項に関する	
監査役等とのコミュニケーションは、監査上の主要な検討事項を決定する	
際、特に有用である。	
・ 識別した特別な検討を必要とするリスク(第13項)	
・ 監査上の重要な発見事項(第14項)	
<b>《(4) 会計実務の重要な質的側面》</b> (第 14 項(1)参照)	<b>《(4) 会計実務の重要な質的側面》</b> (第 14 項(1)参照)
A <u>18</u> . 財務報告の枠組みにおいて、通常、企業は会計上の見積りを行い、会	A <u>16</u> . 財務報告の枠組みにおいて、通常、企業は会計上の見積りを行い、会
計方針と財務諸表の <u>注記事項</u> について判断を行うことが認められている。	計方針と財務諸表の <u>開示</u> について判断を行うことが認められている。例え
例えば、経営者は、不確実性の高い会計上の見積りにおける重要な仮定に	ば、経営者は、不確実性の高い会計上の見積りにおける重要な仮定に関す
関する <u>注記事項</u> の妥当性について判断を行うが、財務報告の枠組みによっ	る <u>開示</u> の妥当性について判断を行うが、財務報告の枠組みによっては、不
ては、不確実性に関する <u>注記事項</u> として、財務諸表を作成する上で経営者	確実性に関する <u>開示</u> として、財務諸表を作成する上で経営者が行った最も
が行った最も困難、主観的又は複雑な判断に関する追加的な情報について	困難、主観的又は複雑な判断に関する追加的な情報について記載すること
記載することが求められることがある。企業の会計実務の重要な質的側面	が求められることがある。企業の会計実務の重要な質的側面について監査
について監査役等と率直にコミュニケーションを行う際には、重要な会計	役等と率直にコミュニケーションを行う際には、重要な会計実務が受入可
実務が受入可能かどうかに関する監査人の見解が含まれることがある。付	能かどうかに関する監査人の見解が含まれることがある。付録2に、会計
録2に、会計実務の重要な質的側面について、コミュニケーションを行う	実務の重要な質的側面について、コミュニケーションを行うことがある事
ことがある事項を記載している。	項を記載している。
A19. 財務諸表のそのような主観的な側面に関する監査人の見解は、監査役	(新 設)
等が財務報告プロセスに対する監視責任を果たす際に、特に有用なことが	

新	IΒ
ある。例えば、A18項に記載されている事項に関連して、監査役等は、特	
別な検討を必要とするリスクを生じさせる会計上の見積りについて、見積	
りの不確実性に関する注記事項の妥当性に関する監査人の評価に関心を	
持つ場合がある。企業の会計実務の重要な質的側面について監査役等と率	
直にコミュニケーションを行う際には、重要な会計実務が受入可能かどう	
かや開示の質に関する監査人の見解が含まれることがある。付録2に、会	
計実務の重要な質的側面について、コミュニケーションを行うことがある	
事項を記載している。	
<b>《(5) 監査期間中に直面した困難な状況》</b> (第 14 項(2)参照)	<b>《(5) 監査期間中に直面した困難な状況》</b> (第 14 項(2)参照)
A <u>20</u> . (省 略)	A <u>17</u> . (省 略)
《経営者との協議事項又は伝達した重要な事項》(第 14 項(3)参照)	《経営者との協議事項又は伝達した重要な事項》(第 14 項(3)参照)
A <u>21</u> . (省略)	A <u>18</u> . (省 略)
<u>《監査報告書の様式及び内容に影響する状況》(第14項(5)参照)</u>	(新 設)
A22. 監査基準委員会報告書210は、監査業務の契約条件について経営者と合	(新 設)
意することを監査人に要求している(監基報210第7項)。合意された監査	
業務の契約条件は、監査報告書の想定される様式及び内容を含め、監査契	
約書又はその他の適切な形式による合意書に記載することが求められて	
<u>いる(監基報210第8項)。A8項に説明されているとおり、監査に関連する</u>	
事項についてコミュニケーションを行うために、監査人は監査契約書の写	
<u>しを監査役等に提供することがある。</u>	
第14項(5)により要求されるコミュニケーションは、監査報告書につい	
て、監査契約締結時に想定された様式及び内容と異なる場合、又は実施さ	
れた監査に関する追加的な情報を含む場合に、その状況を監査役等に報告	
<u>することを想定している。</u>	
A23. 監査人が、監査報告書に追加的な情報を含めることが要求される又は	(新一設)
<u>必要と判断するため、監査役等とのコミュニケーションが必要とされる場</u>	
<u>合には、例えば、以下が含まれる。</u>	
・ 監査基準委員会報告書705第29項に従って、監査報告書において除外	
事項付意見を表明する場合	

**	
新	IB
・ 監査基準委員会報告書570第24項(4)に従って、継続企業の前提に関す	
<u>る重要な不確実性を報告する場合</u>	
・ 監査基準委員会報告書701第16項に従って、監査上の主要な検討事項	
を報告する場合	
・ 監査基準委員会報告書706第11項に従って、又はその他の監査基準委	
員会報告書の要求により、「強調事項」区分又は「その他の事項」区分	
を含めることを監査人が必要と判断する場合	
上記のような状況においては、監査報告書において当該事項をどのよう	
に取り扱う予定かに関する協議の資料として、監査報告書の草案を監査役	
等に提供することが有用と監査人が判断する場合がある。	
<b>《財務報告プロセスに関連するその他の重要な事項》</b> (第 14 項 ( <u>6</u> ) 参照)	<b>《財務報告プロセスに関連するその他の重要な事項》</b> (第 14 項( <u>5</u> )参照)
A <u>24</u> . 監査の過程で発見され、財務報告プロセスを監視する監査役等に直接	A <u>19</u> . 監査の過程で発見され、財務報告プロセスを監視する監査役等に直接
関連するその他の重要な事項には、例えば以下が含まれる。	関連するその他の重要な事項には、例えば以下が含まれる。
・ 監査基準委員会報告書300「監査計画」に従って行った監査期間中にお	・ 監査基準委員会報告書300「監査計画」に従って行った監査期間中にお
ける監査の基本的な方針及び詳細な監査計画の見直し及び修正(監基	ける監査の基本的な方針及び詳細な監査計画の見直し及び修正
報300のA13項参照)	
・ 監査した財務諸表が含まれる開示書類における事実の重要な虚偽記	・ 監査した財務諸表が含まれる開示書類における事実の重要な虚偽表
<u>載</u> 又は財務諸表との重要な不整合	<u>示</u> 又は財務諸表との重要な不整合
・ 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に従って審査	・ 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に従って審査
担当者と協議又は検討したその他の重要な事項(監基報220第18項か	担当者と協議又は検討したその他の重要な事項
ら第20項、及び第21項参照)	
<b>《(6) 監査人の独立性》</b> (第 15 項参照)	<b>《(6) 監査人の独立性》</b> (第 15 項参照)
A <u>25</u> -A <u>28</u> . (省略)	A <u>20</u> -A <u>22</u> . (省 略)
<b>《(7) 品質管理のシステムの整備・運用状況》</b> (第 <u>16</u> 項参照)	<b>《(7) 品質管理のシステムの整備・運用状況》</b> (第 <u>15-2</u> 項参照)
A29. 会計監査人設置会社には、会社法上の会計監査人設置会社のほか、法	A <u>22-2</u> . 会計監査人設置会社には、会社法上の会計監査人設置会社のほか、
令により、会計監査人に監査役等に対して監査人の職務の遂行に関する事	法令により、会計監査人に監査役等に対して監査人の職務の遂行に関する
項の通知義務が定められている場合が含まれる。監査人は、法令により求	事項の通知義務が定められている場合が含まれる。監査人は、法令により
められている監査役等に対する監査人の職務の遂行に関する事項の通知	求められている監査役等に対する監査人の職務の遂行に関する事項の通

知をするため、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要

をするため、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を

新	IB
監査役等に伝達する。	を監査役等に伝達する。
なお、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要の伝達	なお、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要の伝達
の内容は、第 <u>22</u> 項に基づき文書化することが求められる。	の内容は、第 <u>21</u> 項に基づき文書化することが求められる。
A30. 規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等には、金融庁によ	(新 設)
る懲戒処分若しくは指示、日本公認会計士協会による懲戒処分又は公認会	
計士・監査審査会の勧告がある。これには、監査事務所又は監査事務所に	
所属する社員等又は専門職員を対象とするものを含むが、監査事務所の業	
務に関連しない個人の非違行為を原因とするものを除く。	
懲戒処分等を受けた場合には、遅滞なく以下の事項を伝達する。	
(1) 懲戒処分等について通知、指示又は勧告があった日	
(2) 懲戒処分等の対象、内容及び理由	
A31. 監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果に	A <u>22-3</u> . 監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果

- A31. 監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果については、監査契約の新規締結又は更新に際して、直近の状況に基づき以下の事項を伝達し、監査期間中にレビュー<u>若しくは</u>検査の結果を受領した場合には、個々の状況に応じて適宜伝達することが適切である。
  - (1) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー
  - ① 対象となるレビュー報告書等
  - (ア) 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付(過去に受領していない場合はその旨)
  - (イ) フォローアップ・レビュー報告書の日付((ア)に関連してフォローアップ・レビューが実施された場合は、(ア)と併記する。)
  - ② ①のレビュー報告書等の内容及び対応状況
  - (ア) 品質管理レビューの結論(限定事項付き結論又は否定的結論の場合にはその理由を含む。)及びその結果に基づく措置
  - (イ) フォローアップ・レビューの実施結果(改善勧告書に記載された 事項の改善状況を含む。)及びその結果に基づく措置
  - (ウ) 監査事務所又は個別の監査業務における品質管理に関する限定 事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があった場合は、その内 容の要約 (個別の監査業務における品質管理に係る限定事項及び

- A22-3. 監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果については、監査契約の新規締結又は更新に際して、直近の状況に基づき以下の事項を伝達し、監査期間中にレビュー又は検査の結果を受領した場合には、個々の状況に応じて適宜伝達することが適切である。
  - (1) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー
    - ① 対象となるレビュー報告書等
    - (ア) 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付(過去に受領していない場合はその旨)
    - (イ)フォローアップ・レビュー報告書の日付((ア)に関連してフォローアップ・レビューが実施された場合は、(ア)と併記する。)
    - ② ①のレビュー報告書等の内容及び対応状況
    - (ア) 品質管理レビューの結論(限定事項付き結論又は否定的結論の場合にはその理由を含む。)及びその結果に基づく措置
    - (イ) フォローアップ・レビューの実施結果(改善勧告書に記載された 事項の改善状況を含む。)及びその結果に基づく措置
    - (ウ)監査事務所における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があった場合は、その内容の要約及び監査事務所の対応状況

改善勧告事項については、その領域及び全般的な傾向)及び監査 事務所の対応状況 (エ) 品質管理レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実

- (オ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する限定 事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があったときは、その内 容の要約及び対応状況
- (2) 公認会計士・監査審査会の検査
  - ① 対象となる検査結果通知書 直近の検査結果通知書の日付(過去に受領していない場合にはその 旨)
  - ② ①の通知書の内容及び対応状況
  - (ア) 監査事務所の業務運営に関する総合評価
  - (イ) 監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務にお ける不備の内容等並びに監査事務所の対応状況
  - (ウ) 検査の対象業務として選定されたかどうかの事実
  - (エ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する不備 の有無、不備があったときは、その内容及び対応状況

なお、海外の規制当局の検査を受けている場合は、当該規制当局の監督 対象になる監査業務の監査役等に対して、当該規制当局の定める検査結果 の開示に関する規制の範囲内において、当該検査結果を伝達することが適 切である。

## 《(8) 追加的な事項》(第3項参照)

A32. (省 略)

A33. 監査人は、財務報告プロセスの監視には必ずしも関連しないが、業務 監査に関連して、企業の戦略的方向性と企業が説明責任を果たしているか どうかを監視する上で監査役等にとって重要となる可能性の高い追加的 な事項に気付くことがある。追加的な事項には、例えば、ガバナンスの構 造やプロセスに関する重要な事項や、上級経営者による権限外の重要な決 定又は行為が含まれる。

(エ) 品質管理レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実

旧

- (オ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する限定 事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があったときは、その内 容の要約及び対応状況
- (2) 公認会計士・監査審査会の検査
  - ① 対象となる検査結果通知書 直近の検査結果通知書の日付(過去に受領していない場合にはその 旨)
  - ② ①の通知書の内容及び対応状況
  - (ア) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘 の有無及びその概要並びに監査事務所の対応状況
  - (イ) 検査の対象業務として選定されたかどうかの事実
  - (ウ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する指摘 の有無、指摘があったときは、その内容及び対応状況

なお、海外の規制当局の検査を受けている場合は、当該規制当局の監督 対象になる監査業務の監査役等に対して、当該規制当局の定める検査結果 の開示に関する規制の範囲内において、当該検査結果を伝達することが適 切である。

## 《(8) 追加的な事項》(第3項参照)

(省 略) A23.

A24. 監査人は、財務報告プロセスの監視には必ずしも関連しないが、企業 の戦略的方向性と企業が説明責任を果たしているかどうかを監視する責 任を有する監査役等にとって重要となる可能性の高い追加的な事項に気 付くことがある。追加的な事項には、例えば、企業統治の構造やプロセス に関する重要な事項や、上級経営者による権限外の重要な決定又は行為が 含まれる。

新	旧
A <u>34</u> -A <u>35</u> . (省略)	A <u>25</u> -A <u>26</u> . (省略)
<b>《(1) コミュニケーション方法の決定》</b> (第 <u>17</u> 項参照)	<b>《(1) コミュニケーション方法の決定》</b> (第 <u>16</u> 項参照)
A <u>36</u> -A <u>37</u> . (省略)	A <u>27</u> -A <u>28</u> . (省略)
A38. コミュニケーションの方法は、企業の規模と <u>ガバナンス</u> の構造、監査	A <u>29</u> . コミュニケーションの方法は、企業の規模と <u>企業統治</u> の構造、監査役
役等が職務を遂行する方法、及びコミュニケーションを行う事項の重要性	等が職務を遂行する方法、及びコミュニケーションを行う事項の重要性に
に関する監査人の見解等、その状況によって様々である。有効な双方向の	関する監査人の見解等、その状況によって様々である。有効な双方向のコ
コミュニケーションを確立することが困難な場合、監査人と監査役等の間	ミュニケーションを確立することが困難な場合、監査人と監査役等の間で
で行われるコミュニケーションが、監査の目的にとって十分でないことを	行われるコミュニケーションが、監査の目的にとって十分でないことを示
示唆している場合がある。(A <u>51</u> 項参照)	唆している場合がある。(A <u>43</u> 項参照)
《小規模企業に特有の考慮事項》	《小規模企業に特有の考慮事項》
A <u>39</u> . (省 略)	A <u>30</u> . (省 略)
《経営者とのコミュニケーション》	《経営者とのコミュニケーション》
A <u>40</u> . (省 略)	A <u>31</u> . (省 略)
A <u>41</u> . 監査人は、監査役等とのコミュニケーションを行う前に、経営者と該	A32. 監査人は、監査役等とのコミュニケーションを行う前に、経営者と該
当する事項について協議することがある。なお、それが適切でない事項の	当する事項について協議することがある。なお、それが適切でない事項の
場合には経営者との協議は行わない。例えば、経営者の能力や誠実性の問	場合には経営者との協議は行わない。例えば、経営者の能力や誠実性の問
題については経営者と協議することは適切でないことがある。監査役等と	題については経営者と協議することは適切でないことがある。監査役等と
のコミュニケーションの前に経営者と協議を行うことは、経営者の業務執	のコミュニケーションの前に経営者と協議を行うことは、経営者の業務執
行に関する責任を踏まえたものである。これによって、事実と問題点が明	行に関する責任を踏まえたものである。これによって、事実と問題点が明
確になり、また、経営者にとっては詳細な情報と説明を監査人に提供する	確になり、また、経営者にとっては詳細な情報と説明を監査人に提供する
機会となる場合がある。同様に、企業が内部監査機能を有する場合、監査	機会となる場合がある。同様に、企業が内部監査機能を有する場合、監査
人は、監査役等とコミュニケーションを行う前に、内部監査 <u>に従事する適</u>	人は、監査役等とコミュニケーションを行う前に、内部監査 <u>人</u> と協議する
<u>切な者</u> と協議することがある。	ことがある。
《第三者への提示》	《第三者への提示》
A <u>42</u> -A <u>44</u> . (省略)	A <u>33</u> -A <u>35</u> . (省 略)
<b>《(2) コミュニケーションの方法》</b> (第 <u>18</u> 項及び第 <u>19</u> 項参照)	<b>《(2) コミュニケーションの方法》</b> (第 <u>17</u> 項及び第 <u>18</u> 項参照)
A <u>45</u> . 有効なコミュニケーションには、正式な報告会や書面による報告だけ	A <u>36</u> . 有効なコミュニケーションには、正式な報告会や書面による報告だけ
ではなく、協議等、簡略的なコミュニケーションが含まれることがある。	ではなく、協議等、簡略的なコミュニケーションが含まれることがある。
監査人は、第 <u>18</u> 項及び第 <u>19</u> 項に記載した事項以外のコミュニケーション	監査人は、第 <u>17</u> 項及び第 <u>18</u> 項に記載した事項以外のコミュニケーション

新	IΒ
を、口頭又は書面によって行う。監査役等に監査契約書等の写しを提供す	を、口頭又は書面によって行う。監査役等に監査契約書等の写しを提供す
ることによって、書面によるコミュニケーションを行うことがある。	ることによって、書面によるコミュニケーションを行うことがある。
A <u>46</u> . コミュニケーションの方法(例えば、コミュニケーションを口頭又は	A <u>37</u> . コミュニケーションの方法(例えば、コミュニケーションを口頭又は
書面のいずれで行うか、コミュニケーションの詳細さの程度、コミュニケ	書面のいずれで行うか、コミュニケーションの詳細さの程度、コミュニケ
ーションを正式な方法で行うかどうか等)は、コミュニケーションの対象	ーションを正式な方法で行うかどうか等) は、コミュニケーションの対象
となる事項の重要性に加えて、例えば、以下の事項の影響を受ける。	となる事項の重要性に加えて、例えば、以下の事項の影響を受ける。
・ 協議した事項を監査報告書に含めるかどうか。例えば、監査上の主要	
な検討事項を監査報告書に記載する場合、監査上の主要な検討事項と	
判断した事項に関して、書面でコミュニケーションを行う必要がある	
と判断することがある。	
・ 問題となった事項が十分に解消されているかどうか。	・ 問題となった事項が十分に解消されているかどうか。
・ 経営者が当該事項について以前に監査役等に伝達しているかどうか。	・ 経営者が当該事項について以前に監査役等に伝達しているかどうか。
・ 企業の規模、事業運営の構造、統制環境、及び法的構造	・ 企業の規模、事業運営の構造、統制環境、及び法的構造
・ 特別目的の財務諸表の監査の場合、監査人が企業の一般目的の財務諸	・ 特別目的の財務諸表の監査の場合、監査人が企業の一般目的の財務諸
表も監査しているかどうか。	表も監査しているかどうか。
・ 法令により監査役等にコミュニケーションを要求されている事項か	・ 法令により監査役等にコミュニケーションを要求されている事項か
どうか。	どうか。
・ 監査人と行う定期的な会合又はコミュニケーションの方法に関する	・ 監査人と行う定期的な会合又はコミュニケーションの方法に関する
取決めを含む監査役等の要望	取決めを含む監査役等の要望
・ 監査人と監査役等との継続的な連携及び情報交換の頻度	・ 監査人と監査役等との継続的な連携及び情報交換の頻度
・ 監査役等に交代があったかどうか。	・ 監査役等に交代があったかどうか。
A <u>47</u> . (省 略)	A <u>38</u> . (省 略)
<b>《(3) コミュニケーションの実施時期》</b> (第 <u>20</u> 項参照)	<b>《(3) コミュニケーションの実施時期》</b> (第 <u>19</u> 項参照)
A <u>48</u> . 監査期間を通じた適時なコミュニケーションは、監査役等と監査人の	A <u>39</u> . 監査期間を通じた適時なコミュニケーションは、監査役等と監査人の
適切な連携の実現に寄与する。ただし、コミュニケーションの適切な時期	適切な連携の実現に寄与する。ただし、コミュニケーションの適切な時期
は、業務の状況によって様々であり、例えば以下のようなコミュニケーシ	は、業務の状況によって様々であり、例えば以下のようなコミュニケーシ
ョンを行う事項の重要性とその内容、及び監査役等が講じることが予想さ	ョンを行う事項の重要性とその内容、及び監査役等が講じることが予想さ

・ 監査計画に関する事項のコミュニケーションは、監査業務の初期の段

れる措置により影響を受ける。

ョンを行う事項の重要性とその内容、及び監査役等が講じることが予想さ れる措置により影響を受ける。

・ 監査計画に関する事項のコミュニケーションは、監査業務の初期の段

新 旧 階に行われることが多い。初年度監査の場合、監査業務の契約条件の 階に行われることが多い。初年度監査の場合、監査業務の契約条件の 合意に際して行われることがある。 合意に際して行われることがある。 ・ 監査期間中に直面した困難な状況に対処するために監査役等が監査 ・ 監査期間中に直面した困難な状況に対処するために監査役等が監査 人を支援できる場合、又は除外事項付意見につながる可能性が高い場 人を支援できる場合、又は除外事項付意見につながる可能性が高い場 合には、速やかにコミュニケーションを行うことが適切なことがあ 合には、速やかにコミュニケーションを行うことが適切なことがあ る。 る。 同様に、監査人は、識別した内部統制の重要な不備を、監査基準委 同様に、監査人は、識別した内部統制の重要な不備を、監査基準委 員会報告書265第8項及びA14項に従って書面によりコミュニケーシ 員会報告書265第8項及びA14項に従って書面によりコミュニケーシ ョンを行う前に、監査役等に口頭で速やかにコミュニケーションを行 ョンを行う前に、監査役等に口頭で速やかにコミュニケーションを行 うことがある。 うことがある。 監査基準委員会報告書701が適用となる場合、監査人は、計画した監査 の範囲と実施時期についてコミュニケーションを行う際に、監査上の 主要な検討事項となる可能性がある事項についてもコミュニケーシ ョンを行うことがある(A12項参照)。また、当該事項について、監査 上の重要な発見事項を報告する際、深度ある協議を行うため、頻繁に コミュニケーションを行うことがある。 ・ 独立性に関するコミュニケーションは、例えば、財務諸表監査以外の ・ 独立性に関するコミュニケーションは、例えば、財務諸表監査以外の 業務契約を締結する場合や監査の最終段階での協議等、独立性の阻害 業務契約を締結する場合や監査の最終段階での協議等、独立性の阻害 要因及びセーフガードについての重要な判断が行われる際に適宜行 要因及びセーフガードについての重要な判断が行われる際に適宜行 うことが適切なことがある。 うことが適切なことがある。 ・ 企業の会計実務の質的側面に関する監査人の見解を含め、監査の発見 ・ 企業の会計実務の質的側面に関する監査人の見解を含め、監査の発見 事項についてのコミュニケーションは、監査の最終段階での協議にお 事項についてのコミュニケーションは、監査の最終段階での協議にお いても行われることがある。 いても行われることがある。 ・ 一般目的の財務諸表と特別目的の財務諸表の双方の財務諸表を監査 一般目的の財務諸表と特別目的の財務諸表の双方の財務諸表を監査 する場合、コミュニケーションの実施時期を調整することが適切なこ する場合、コミュニケーションの実施時期を調整することが適切なこ

A49.(省略)A40.(省略)《(4) コミュニケーションの適切性》(第21項参照)《(4) コミュニケーションの適切性》(第20項参照)A50-A51.(省略)A41-A42.(省略)

とがある。

とがある。

新 A52. 監査人と監査役等の間で行われる双方向のコミュニケーションが十分 でなく、その状況を解消できない場合、監査人は、例えば、以下の措置を 講じることがある。 講じることがある。 監査報告書において監査範囲の制約に関する除外事項を付す。 監査人の講じる措置について、法律専門家に助言を求める。 ・ 第三者 (例えば、規制当局)、又は、事業の所有者 (例えば、株主総会 における株主)等、ガバナンスの構造において高い権限を有する企業 外部の者とコミュニケーションを行う。 監査契約を解除する。 **《4. 監査調書》**(第22項参照)

A53. (省 略)

## 《Ⅳ 適用》

- 本報告書(2011年12月22日)は、2012年4月1日以後開始する事業年度 に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から 適用する。
- 本報告書(2015年5月29日)は、2015年4月1日以後開始する事業年 度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査か ら適用する。

第16項は、2015年5月29日以後行われる監査役等とのコミュニケーシ ョンから適用するものとし、外部のレビュー又は検査の結果について は、2015年5月29日以後受領した品質管理レビューの報告書又は検査 結果通知書を対象として伝達する。ただし、日本公認会計士協会の品 質管理レビューについては、2015年5月29日までに受領したレビュー 報告書に記載されている限定事項及び改善勧告事項で、2015年5月29 日時点で、フォローアップ・レビューによる改善状況の確認が未了の 事項を伝達対象とする。

- 本報告書(2019年2月27日)は、以下の事業年度に係る監査等から適 用する。
  - 違法行為に関連する改正(第7項、付録1の監査基準委員会報告

旧

- A43. 監査人と監査役等の間で行われる双方向のコミュニケーションが十分 でなく、その状況を解消できない場合、監査人は、例えば、以下の措置を
  - 監査報告書において監査範囲の制約に関する除外事項を付す。
  - 監査人の講じる措置について、法律専門家に助言を求める。
  - 第三者(例えば、規制当局)、又は、事業の所有者(例えば、株主総会 における株主)等、企業統治の構造において高い権限を有する企業外 部の者とコミュニケーションを行う。
  - 監査契約を解除する。
- **《4. 監査調書》**(第21項参照)

(省略) A44.

## 《Ⅳ 適用》

- 本報告書(平成23年12月22日)は、平成24年4月1日以後開始する事業 年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査 から適用する。
- 本報告書(平成27年5月29日)は、平成27年4月1日以後開始する事 業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監 **査から適用する。**

第15-2項は、平成27年5月29日以後行われる監査役等とのコミュニケ ーションから適用するものとし、外部のレビュー又は検査の結果につ いては、平成27年5月29日以後受領した品質管理レビューの報告書又 は検査結果通知書を対象として伝達する。ただし、日本公認会計士協 会の品質管理レビューについては、平成27年5月29日までに受領した レビュー報告書に記載されている限定事項及び改善勧告事項で、平成 27年5月29日時点で、フォローアップ・レビューによる改善状況の確 認が未了の事項を伝達対象とする。

新	<b>田</b>
書240及び同250への参照) は、2019年4月1日以後開始する事業	
年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間	
監査から適用する。	
- 第16項及び関連する適用指針は、2019年4月1日以後行われる監	
<u> 査役等とのコミュニケーションから適用するものとし、懲戒処分</u>	
等の内容、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又	
は検査の結果については2019年4月1日以後通知を受けたもの	
を対象として伝達する。	
- <u>監査上の主要な検討事項に関連する適用指針(A8項、A13項、A17</u>	
項、A23項(監基報701に関連する部分に限る。)、A46項及びA48項)	
は、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用す	
る。ただし、2020年3月31日(米国証券取引委員会に登録してい	
る会社においては2019年12月31日)以後終了する事業年度に係る	
監査から早期適用することができる。	
- 上記以外の改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る	
<u>監査から適用する。</u>	
《付録1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している	《付録1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している
品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告書の要求事項	品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告書の要求事項
<b>の一覧》</b> (第3項参昭)	<b>の一階》</b> (第3項参昭)

# **の一見》**(用3頃参照)

本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うこ とを要求している品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告 書を記載している。

この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針 の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。

- ・ 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」第 29項
- ・ 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」第20項、第37 項、第F39-2項から第41項
- 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第14

## 

本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うこ とを要求している品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告 書を記載している。

この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針 の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。

- ・ 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」第 29項
- ・ 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」第20項、第37 項、第39項から第41項
- ・ 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第13

新	旧
項、第 <u>19</u> 項、第 <u>22</u> 項から第 <u>24</u> 項	項、第 <u>18</u> 項、第 <u>21</u> 項から第 <u>23</u> 項
・ 監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーシ	・ 監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーシ
ョン」第8項	ョン」第8項
・ 監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第	・ 監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第
11項、第12項	11項、第12項
・ 監査基準委員会報告書505「確認」第8項	• 監査基準委員会報告書505「確認」第8項
・ 監査基準委員会報告書510「初年度監査の期首残高」第6項	・ 監査基準委員会報告書510「初年度監査の期首残高」第6項
・ 監査基準委員会報告書550「関連当事者」第26項	• 監査基準委員会報告書550「関連当事者」第26項
・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」第6項、第9項、第12項、第13	· 監査基準委員会報告書560「後発事象」第6項、 <u>第8項、</u> 第9項、第12
項、第16項	項、第13項、第16項
· 監査基準委員会報告書570「継続企業」第 <u>24</u> 項	• 監査基準委員会報告書570「継続企業」第22項
・ 監査基準委員会報告書600「グループ監査」第48項	・ 監査基準委員会報告書600「グループ監査」第48項
・ 監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上	
の主要な検討事項の報告」第16項	
・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事	・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事
項付意見」第11項、第13項、第 <u>22</u> 項、第 <u>29</u> 項	項付意見」第11項、第13項、第 <u>18</u> 項、第 <u>27</u> 項
・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事	・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事
項区分とその他の事項区分」第 <u>11</u> 項	項区分とその他の事項区分」第 <u>8</u> 項
・ 監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報ー対応数値と比較財務	・ 監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報ー対応数値と比較財務
諸表」第17項	諸表」第17項
・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類に	・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類に
おけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」第9項、第12項、	おけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」第9項、第12項、
第15項	第15項
《付録2 会計実務の質的側面》(第14項(1) <u>並びにA18項</u> 及びA <u>19</u> 項参照)	<b>《付録2 会計実務の質的側面》</b> (第14項(1)及びA <u>16</u> 項参照)
第14項(1) <u>並びにA18項</u> 及びA <u>19</u> 項に記載されている会計実務の質的側面	第14項(1)及びA <u>16</u> 項に記載されている会計実務の質的側面に関するコ
に関するコミュニケーションには、例えば、以下の事項が含まれる。	ミュニケーションには、例えば、以下の事項が含まれる。
《会計方針》	《会計方針》
(省 略)	(省 略)

《会計上の見積り》

### 《会計上の見積り》

・ 見積りが重要である項目に関して、例えば、監査基準委員会報告書540 「会計上の見積りの監査」に記載されている以下のような事項

新

- 経営者が、財務諸表において認識又は開示するために、会計上の 見積りが必要となる取引、事象及び状況を把握する方法
- 新たな会計上の見積りの必要性又は既存の会計上の見積りに関する修正が必要となる状況の変化
- 財務諸表において会計上の見積りを認識するかどうかに関する 経営者の意思決定が、適用される財務報告の枠組みに準拠してい るかどうか。
- 会計上の見積りを行う方法に前年度から変更があるかどうか又は変更が必要であるかどうか、及び変更がある又は変更が必要な場合にはその理由、並びに前年度に行われた会計上の見積りの確定額
- 会計上の見積りを行う経営者のプロセス

例えば、経営者がモデルを使用している場合は、選択された会計上の見積りの測定根拠が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかどうかを含む。

- 会計上の見積りの設定に際して経営者が使用した重要な仮定の 合理性
- 経営者が使用した重要な仮定の合理性に関連する場合、又は適用 される財務報告の枠組みの適切な適用に関連する場合には、特定 の行動方針を実行する経営者の意思とその能力
- 重要な虚偽表示リスク
- 経営者の偏向が存在する兆候
- 経営者が代替的な仮定又は結果を検討した方法及びそれらを採用しなかった理由、若しくは経営者が代替的な仮定又は結果を検討しなかった場合における見積りの不確実性の検討過程
- 適用される財務報告の枠組みに照らして財務諸表における見積

・ 見積りが重要である項目に関して、例えば、監査基準委員会報告書540 「会計上の見積りの監査」に記載されている以下のような事項

IΒ

- 経営者が、財務諸表において認識又は開示するために、会計上の 見積りが必要となる取引、事象及び状況を把握する方法
- 新たな会計上の見積りの必要性又は既存の会計上の見積りに関する修正が必要となる状況の変化
- 財務諸表において会計上の見積りを認識するかどうかに関する 経営者の意思決定が、適用される財務報告の枠組みに準拠してい るかどうか。
- 会計上の見積りを行う方法に前年度から変更があるかどうか又 は変更が必要であるかどうか、及び変更がある又は変更が必要な 場合にはその理由、並びに前年度に行われた会計上の見積りの確 定額
- 会計上の見積りを行う経営者のプロセス

例えば、経営者がモデルを使用している場合は、選択された会計上の見積りの測定根拠が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかどうかを含む。

- 会計上の見積りの設定に際して経営者が使用した重要な仮定の 合理性
- 経営者が使用した重要な仮定の合理性に関連する場合、又は適用 される財務報告の枠組みの適切な適用に関連する場合には、特定 の行動方針を実行する経営者の意思とその能力
- 重要な虚偽表示リスク
- 経営者の偏向が存在する兆候
- 経営者が代替的な仮定又は結果を検討した方法及びそれらを採用しなかった理由、若しくは経営者が代替的な仮定又は結果を検討しなかった場合における見積りの不確実性の検討過程
- 適用される財務報告の枠組みに照らして財務諸表における見積

新	旧
りの不確実性の <u>注記事項</u> の妥当性	りの不確実性の <u>開示</u> の妥当性
《財務諸表の <u>表示及び注記事項</u> 》	《財務諸表の <u>開示</u> 》
・ 特に慎重な検討を要する事項の財務諸表の表示及び注記事項 (例え	・ 特に慎重な検討を要する事項の財務諸表の <u>開示</u> (例えば、収益認識、
ば、収益認識、継続企業の前提、後発事象、及び偶発事象に関連する	継続企業の前提、後発事象、及び偶発事象に関連する <u>開示</u> )の作成に
表示及び注記事項)の作成における問題点や関連する判断	おける問題点や関連する判断
・ 財務諸表の表示及び注記事項の全体的な中立性、一貫性及び明瞭性	<ul><li>財務諸表の<u>開示</u>の全体的な中立性、一貫性及び明瞭性</li></ul>
《関連する事項》	《関連する事項》
(省 略)	(省略)
以上	以上

以 上